

⑩福祉による移動施策について【障がい福祉課】

1. 令和3年度丹波市福祉送迎サービス（おでかけサポート）の検証結果について  
…「資料1」

2. 令和4年度丹波市福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業実績について

(1) 対象者数 450人 (令和4年7月31日現在)

対象者	利用券枚数	人数
要介護者（要介護2から要介護5まで）の方、身体障害者手帳1種（内部障害を除く）・療育手帳（A判定）・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方、難病患者の方	年間 120枚 内訳 通院用72枚 社会的交流・買物用48枚	327人
身体障害者手帳1種（内部障害）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）の交付を受けている方	年間 60枚 内訳 通院用60枚	100人
人工透析患者の方	治療通院に必要な枚数	23人

(2) 運行回数実績

【通院用、社会的交流・買物用】

	通院	社会的交流 ・買物	キャンセル (運賃発生分のみ)	合計	車椅子	車椅子以外	合計
4月	731	107	4	834	295	539	834
5月	708	133	4	837	266	571	837
6月	735	103	7	831	242	589	831

※ 2人乗車の場合は1回でのカウントとする。

3. 登録者アンケートの実施及び丹波市地域公共交通会議福祉部会設置について  
…「資料2」

## 福祉送迎サービス（おでかけサポート）利用検証結果報告

## 1. 登録種別の利用

令和4年1月時点の登録者数428人であり実利用者数は221人と利用率は約半数となっている。令和4年度には登録者を対象にアンケートを実施し、低利用の要因の解明と利用しやすい制度を模索する。

## ①【登録者状況（令和4年1月末現在）】

登録種別	人数	居住地別						
		柏原地域	氷上地域	青垣地域	春日地域	山南地域	市島地域	
120枚	障がい者登録	148	27	48	13	27	19	14
	要介護認定登録	174	18	51	17	31	23	34
60枚	障がい者登録	90	28	19	9	13	12	9
難病登録		2	1	1	0	0	0	0
透析患者		14	1	4	3	3	0	3
合計		428	75	123	42	74	54	60

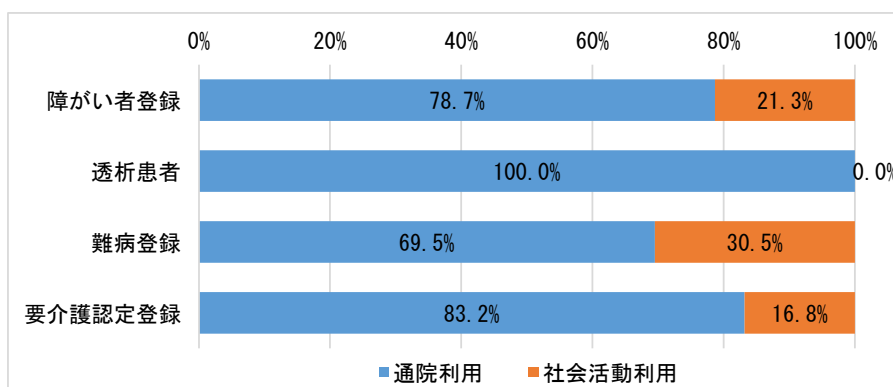
## ②【月別実利用人数】

障がい種別	人数	月別											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
120枚	障がい者登録	76	54	47	52	48	48	47	53	50	53	51	
	要介護認定登録	72	14	25	38	31	25	32	32	28	30	31	
60枚	障がい者登録	59	40	36	44	39	42	35	38	42	40	38	
難病登録		2	1	1	2	2	2	1	2	1	1	1	
透析患者		12	10	10	10	10	10	10	10	11	12	12	
合計		221	119	119	146	130	127	125	135	132	136	133	

## 2. 利用目的別の利用状況

利用目的別の利用状況を利用延べ人数の構成比で見ると、通院利用は障がい者登録と要介護認定登録とも約80%を占め、透析患者は100%、難病患者は約70%となっている。一方、社会活動利用では、障がい者登録者では約20%、難病患者では約30%となっている。どの登録区分においても通院利用の利用率が高くなっており通院手段として活用されている。

## 【利用目的別の登録区分別利用状況】



【利用目的別の登録区分別利用状況の構成比】

	障がい者登録		透析患者		難病登録		要介護認定登録		合計	
	延べ人数	構成比	延べ人数	構成比	延べ人数	構成比	延べ人数	構成比	延べ人数	構成比
通院利用	2,601	78.7%	1,642	100.0%	82	69.5%	821	83.2%	5,146	85.0%
社会活動利用	705	21.3%	0	0.0%	36	30.5%	166	16.8%	907	15.0%
総計	3,306	100.0%	1,642	100.0%	118	100.0%	987	100.0%	6,053	100.0%

3. 利用券の使い切り状況

1月時点で120枚配付している利用者では通院用（72枚配布）が5人、社会活動用（48枚配布）が2人利用券を使い切っている。通院用を60枚配付している利用者では使い切りは0人であった。最も利用の多い人では10月末時点で120枚すべてを使い切った人がいるが、全体的には利用券の枚数が不足しているとは言えない。

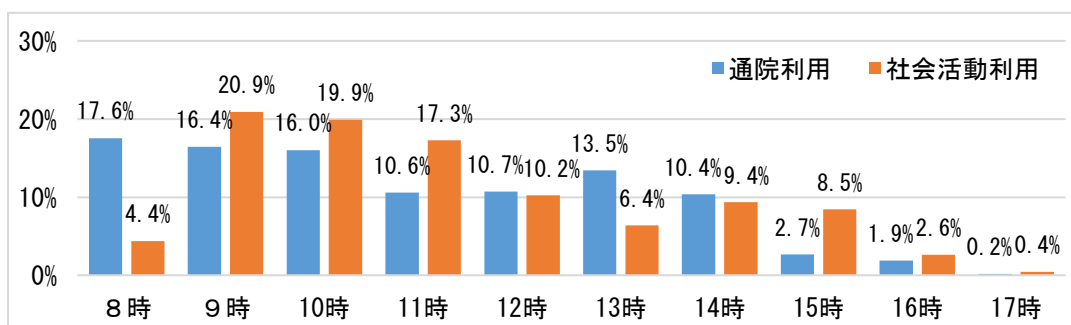
【利用券使いきり人数の状況】

		障がい者登録	要介護認定登録	難病登録	合計
120枚	通院利用 (72枚以上)	2 (身体1、知的1)	2 (要介護2)	1	5
	社会活動利用 (48枚以上)	2 (身体2)	0	0	2
60枚		0	0	0	0

4. 利用時間帯状況

利用時間帯（乗車時間帯）では、通院及び社会活動利用ともに午前中の利用が多い。また、社会活動目的の利用に比べて、通院目的での利用の時間帯が早い。

【利用目的別利用時間帯別の利用状況】



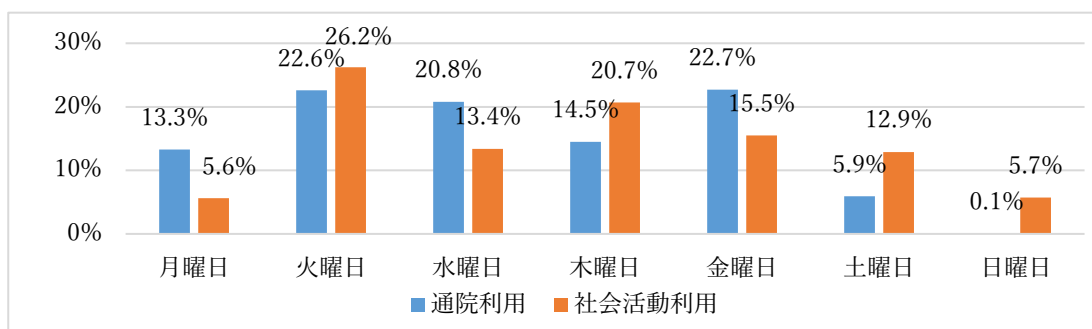
5. 土曜日、日曜日の利用状況

利用曜日別利用目的別の利用状況を利用延べ人数の構成比でみると平日、特に火曜日・金曜日での利用が多く、令和3年度から拡大した土曜日、日曜日の利用者は通院目的と社会活動目的をあわせた合計の構成比でみると1割未満となっている。

利用目的別では、月曜日・水曜日・金曜日では通院目的の利用が多く、火曜日・木曜日・土曜日・日曜日では社会活動目的の利用の方が多い。

また予約を平日のみ受付けており土曜日、日曜日の利用当日にキャンセルや変更の対応ができない状況にあり利用がしづらいと推測されるため、受付のあり方について検討する必要がある。

【利用曜日別の利用目的別利用状況】



【利用曜日別の利用目的別利用状況の構成比】

	通院利用		社会活動利用		合計	
	延べ人数	構成比	延べ人数	構成比	延べ人数	構成比
日曜日	7	0.1%	52	5.7%	59	1.0%
月曜日	686	13.3%	51	5.6%	737	12.2%
火曜日	1,160	22.6%	238	26.2%	1,398	23.1%
水曜日	1,072	20.8%	122	13.4%	1,194	19.7%
木曜日	747	14.5%	188	20.7%	935	15.4%
金曜日	1,167	22.7%	141	15.5%	1,308	21.6%
土曜日	305	5.9%	117	12.9%	422	7.0%
総計	5,144	100.0%	909	100.0%	6,053	100.0%

## 福祉送迎サービス登録者アンケート調査

丹波市では、福祉送迎サービスに登録されている方を対象に利用状況や事業に対するご意見をお聞きするため、アンケート調査を実施させていただきます。

回答結果は「地域公共交通会議」において、本市の交通政策を検討するための資料として活用いたします。

なお、回答いただいた内容を調査の目的以外に使用することも個人を特定されることも一切ありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力くださいますようお願いいたします。

回答期限：令和 4 年 10 月 31 日（月）

【問い合わせ先】丹波市健康福祉部障がい福祉課 TEL:0795-88-5262

問 1. あなたはどの年代に当てはまりますか。【当てはまる数字に○】

1. 10-20 2. 30-40 3. 50-60 4. 70-80 5. 90-100

問 2. あなたと一緒に暮らしている人はだれですか。【当てはまる数字に○】

1. 単身 2. 親 3. 子 4. 孫 5. その他（ ）

問 3. どの障害者手帳、要介護認定を持っていますか。【当てはまる箇所○】

身体障害者手帳	手・足・耳・目の障害			内臓の障害
療育手帳	A 判定			B 判定
精神障害者保健福祉手帳	1 級			2・3 級
要介護度	要介護 5	要介護 4	要介護 3	要介護 2
人工透析患者	/			
指定難病患者	/			

問 4. あなたが持っている利用券はどれですか。【当てはまる数字に○】

1. 紫とオレンジ（通院用と社会的交流・買物用）  
 2. 紫（通院用）  
 3. 紫（通院用 透析治療通院）

問 5. 福祉送迎サービスを登録された目的は何ですか。

（ご自由に記入ください）

問 6. 通院を目的にどれくらいの頻度で利用されていますか。

【当てはまる数字に○】

1. 週に 3 回以上 2. 週に 1-2 回 3. 月に 1 回  
 4. その他（ ） 5. 利用していない

問7. 問6の通院利用について「5. 利用していない」と答えた方は通院利用をされない理由は何ですか。【当てはまる数字に○】

1. 家族が送迎するため
2. 他の送迎手段があるため
3. 利用方法がわからない
4. 前日予約制で緊急時に利用できない
5. その他 ※ご自由にご記入ください

問8. 社会的交流・買物を目的にどれくらいの頻度で利用されていますか。

【当てはまる数字に○】

1. 週に3回以上
2. 週に1-2回
3. 月に1回
4. その他 ( )
5. 利用していない

問9. 問8で社会的交流・買物利用について「5. 利用していない」と答えた方は社会的交流・買物用されない理由は何ですか。

【当てはまる数字に○】

1. 家族が送迎するため
2. 他の送迎手段があるため
3. 利用方法がわからない
4. 前日予約制で緊急時に利用できない
5. その他 ※ご自由にご記入ください

問10. 社会的交流・買物利用を利用する目的は何ですか。

【当てはまる数字に○】※複数可

1. 市内で買物
2. 家族や友人に合う
3. 集会に参加する
4. 美容院・理髪店に行く
5. 娯楽
6. その他 ( )

問11. 令和3年4月から運行している福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業にどのくらい満足していますか。

1. 大変満足している
2. まあ満足している
3. どちらともいえない
4. あまり満足していない
5. 満足していない

問12. 福祉送迎サービスの利用についてご自由にご意見を記載ください。

以上でアンケートは終了です。  
ご協力ありがとうございました。

## 丹波市地域公共交通会議福祉交通部会 委員名簿

[令和4年8月9日現在]

	委員条項	委員の区分	所属	役職	氏名	備考
1	第3条第1号	識見を有する者	近畿大学 総合社会学部 総合社会学 学科 環境・まちづくり系専攻	准教授	きたがわ ひろし 北川 博巳	
2			NAGATAケアマネジメント研究所	主宰	ながた たかし 長田 貴	
3	第3条第2号	利用者の代表	丹波市老人クラブ連合会	会長	こまつ ただしげ 小松 忠重	
4			丹波市身体障害者福祉協議会	会長	たに かずよし 谷 和義	
5	第3条第3号	一般旅客自動車運送事業者等の代表	一般社団法人兵庫県タクシー協会	丹波支部長	あしだ ながと 蘆田 長門	
6	第3条第4号	市長が指名する丹波市職員	丹波市	ふるさと創造部長	しみず のゆき 清水 徳幸	

丹波市地域公共交通会議福祉交通部会設置要領 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○丹波市地域公共交通会議福祉交通部会設置要領 令和元年7月19日 未来創造課・障がい福祉課・介護保険課内規</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、丹波市地域公共交通会議設置要綱(平成19年丹波市告示第595号)の規定に基づき、福祉による移動施策に係る必要な事項を協議するため、丹波市地域公共交通会議福祉交通部会(以下「福祉交通部会」という。)を設置することを目的とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 福祉交通部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 高齢者外出支援事業の見直しに関する事項</p> <p>(2) 福祉送迎サービス事業の見直しに関する事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか福祉交通部会が必要と認める事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 福祉交通部会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、丹波市地域公共交通会議会長が選任する。</p> <p>(1) 識見を有する者</p> <p>(2) <u>社会福祉関係者</u>の代表</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者等の代表</p> <p>(4) 市長が指名する丹波市職員</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、丹波市地域公共交通会議会長が特に必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、<u>令和3年3月31日までとする。</u></p> <p>(部会長及び副部会長)</p> <p>第4条 福祉交通部会に部会長及び副部会長各1名を置き、部会長は、委員の互選によりこれを定め、副部会長は、委員のうちから部会長が指名する。</p> <p>2 部会長は、福祉交通部会を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 福祉交通部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを</p>	<p>○丹波市地域公共交通会議福祉交通部会設置要領 令和3年4月1日 <u>ふるさと定住促進課</u>・障がい福祉課・介護保険課内規</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、丹波市地域公共交通会議設置要綱(平成19年丹波市告示第595号)の規定に基づき、福祉による移動施策に係る必要な事項を協議するため、丹波市地域公共交通会議福祉交通部会(以下「福祉交通部会」という。)を設置することを目的とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 福祉交通部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 高齢者外出支援事業の見直しに関する事項</p> <p>(2) 福祉送迎サービス事業の見直しに関する事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか福祉交通部会が必要と認める事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 福祉交通部会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、丹波市地域公共交通会議会長が選任する。</p> <p>(1) 識見を有する者</p> <p>(2) <u>利用者</u>の代表</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者等の代表</p> <p>(4) 市長が指名する丹波市職員</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、丹波市地域公共交通会議会長が特に必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、<u>丹波市地域公共交通会議の委員の任期と同一とする。</u></p> <p>(部会長及び副部会長)</p> <p>第4条 福祉交通部会に部会長及び副部会長各1名を置き、部会長は、委員の互選によりこれを定め、副部会長は、委員のうちから部会長が指名する。</p> <p>2 部会長は、福祉交通部会を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 福祉交通部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを</p>



R4. 8. 9 丹波市地域公共交通活性化協議会資料  
(丹波市地域公共交通会議)

開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務等)

第6条 福祉交通部会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課及び介護保険課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、福祉交通部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

この要領は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務等)

第6条 福祉交通部会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課及び介護保険課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、福祉交通部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

この要領は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。